

28. 「連絡」とは、監督職員と受注者の間で、契約書第 17 条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。

なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

29. 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。

30. 「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。

なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。

2831. 「書面」とは、~~手書き、印刷等の伝達物をいい、~~発行年月日を記録し、記名（署名又は捺印または押印を含む）したものを有効とする。

ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。

~~（1）緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。~~

~~（2）電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。~~

2932. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が測量業務の完了を確認することをいう。

303. 「打合せ」とは、測量業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

314. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

325. 「協力者」とは、受注者が測量業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。

336. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。

347. 「立会」とは、設計図書に示された項目において調査職員が臨場し内容を確認することをいう。

358. 「了解」とは、契約図書に基づき、調査職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。

369. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

#### 第103条 受発注者の責務

受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な

業務の履行に努めなければならない。

#### 第104条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 15 日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を除く）以内に測量業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が測量業務の実施のため調査職員との打合せを行うことをいう。

#### 第105条 測量の基準

測量の基準は、「高知県公共測量作業規程」（以下「規程」という。）第 2 条の規定



- (9) 使用する主な機器
- (10) その他

受注者は、設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。

(2) 実施方針又は(10)その他には、第132条個人情報の取扱い、第133条安全等の確保及び第138条に関する行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。

- 3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 4. 調査職員の指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。

#### 第114条 資料等の貸与及び返却

- 1. 調査職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。
- 2. 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合は直ちに調査職員に返却するものとする。
- 3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- 4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

#### 第115条 関係官公庁への手続き等

- 1. 受注者は、測量業務の実施に当たっては、発注者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸手続等、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、測量業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続が必要な場合は、速やかに行うものとする。
- 2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査職員に報告し協議するものとする。
- 3. 受注者は、測量法第十四条（実施の公示）、第二十一条（永久標識及び一時標識に関する通知）、第二十三条（永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄）、第三十七条（公共測量の表示等）、第四十条（測量成果の提出）等の届出に必要な資料を作成し調査職員に提出しなければならない。また、規程第15条に基づく測量成果の検定を行い、測量法第40条に基づき、公共測量の測量成果を国土地理院に提出作業を行う。

と受注者が対等の立場で合議することをいう。

27. 「提出」とは、受注者が調査職員に対し地質・土質調査業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

28. 「連絡」とは、監督職員と受注者の間で、契約書第17条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。

なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

29. 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。

30. 「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。

なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。

~~28~~31. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、記名（署名又は捺印または押印を含む）したものを有効とする。

ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。

~~（1）緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。~~

~~（2）電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。~~

329. 「照査」とは、受注者が、発注条件等の確認及び解析等の検算等の成果の確認をすることをいう。

303. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が地質・土質調査業務の完了を確認することをいう。

314. 「打合せ」とは、地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

325. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

336. 「協力者」とは、受注者が地質・土質調査業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。

347. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。

358. 「立会」とは、設計図書に示された項目において調査職員が臨場し内容を確認することをいう。

369. 「了解」とは、契約図書に基づき、調査職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。

3740. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に提出された書

面を受け取り、内容を把握することをいう。

#### **第103条 受発注者の責務**

受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。

#### **第104条 業務の着手**

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（土曜日、日曜日



にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。

(5) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において記名(署名捺印または押印を含む)のうえ管理技術者に提出するものとする。

3. 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

#### 第110条 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする。(管理技術者と兼務するものを除く) なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする。

2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

#### 第111条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、契約金額に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。

2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(テクリス)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから調査職員にメール送信し、調査職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日(休日等を除く)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日(休日等を除く)以内に、完了時は業務完了後、15日(休日等を除く)以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする(担当技術者の登録は8名までとする)。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に調査職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、休日等を除き15日間(休日等を



除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。



- (1) 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図（着色を含む）
- (2) 作業時の記録及びコアの観察によって得た事項は、電子納品運用に関するガイドライン（高知県・令和2年3月）に従い柱状図に整理し提出するものとする。
- (3) 採取したコアは標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入し提出しなければならない。なお、未固結の試料は、1m毎又は各土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。採取したコアの提出要否については、調査職員と協議するものとする。
- (4) コア写真は、調査件名、孔番号、深度等を明示して撮影（カラー）し、整理するものとする。

## 第5章 原位置試験

### 第1節 孔内水平載荷試験(プレッシャーメータ試験)

#### 第501条 目的

孔内水平載荷試験(プレッシャーメータ試験)は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。

#### 第502条 試験等

1. 試験方法及び器具は、JGS 1421-531「(孔内水平載荷試験方法【地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験】)」、JGS 3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」及びJGS 3532「ボアホールジャッキ試験」によるものとする。
2. 試験に際しては目的や地質条件等を考慮して適切な箇所を選定するものとする。
3. 測定  
孔内水平載荷試験(プレッシャーメータ試験)は、等圧分布載荷法又は等変位載荷法によるものとする。
  - (1) 点検とキャリブレーション  
試験に先立ち、試験装置は入念な点検とキャリブレーションを行わなければならない。
  - (2) 試験孔の掘削と試験箇所の確認  
試験孔の孔壁は試験精度をよくするために孔壁を乱さないように仕上げなければならない。なお、試験に先立って試験箇所の地質条件等の確認を行うものとする。
  - (3) 試験は掘削終了後、速やかに実施しなければならない。
  - (4) 最大圧力は試験目的や地質に応じて適宜設定するものとする。
  - (5) 載荷パターンは試験目的、地質条件等を考慮し適切なものを選ばなければならない。
  - (6) 加圧操作は速やかに終え、荷重および変位量の測定は同時に行う。測定間隔は、孔壁に加わる圧力を19.6KN/m<sup>2</sup>ピッチ程度または、予想される最大圧力の1/10～1/20の荷重変化ごとに測定し、得られる荷重速度～変位曲線ができるだけスムーズな形状となるようにしなければならない。

### 第503条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 試験箇所、試験方法、地盤状況、測定値
- (2) 荷重強度－変位曲線
- (3) 地盤の変形係数
- (4) 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS 1421531「（孔内水平載荷試験方法）【地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験】」、JGS 3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」及びJGS 3532「ボアホールジャッキ試験」により整理し提出するものとする。

## 第2節 地盤の平板載荷試験

### 第504条 目的

平板載荷試験は、地盤に剛な載荷板を介して荷重を加え、この荷重の大きさと載荷板の沈下との関係から、応力範囲の地盤の変形特性や支持力特性、道路の路床・路盤などでは地盤反力係数を求めることを目的とする。

### 第505条 試験等

試験方法及び試験装置・器具は以下のとおりとする。

- (1) 地盤の平板載荷試験は、JGS 1521（地盤の平板載荷試験方法）によるものとする。
- (2) 道路の平板載荷試験は、JIS A1215（道路の平板載荷試験方法）によるものとする。

### 第506条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 試験箇所、試験方法、測定値
- (2) 地盤の平板載荷試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJGS 1521（地盤の平板載荷試験方法）により整理し提出するものとする。
- (3) 道路の平板載荷試験の試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJIS A1215（道路の平板載荷試験方法）により整理し提出するものとする。

## 第3節 現場密度測定（砂置換法）

### 第507条 目的

現場密度測定（砂置換法）は、試験孔から掘りとった土の質量とその試験孔に密度の既知の砂材料を充填し、その充填に要した質量から求めた体積から土の密度を

求めることを目的とする。

第508条 試験等

必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。

25. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
26. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
27. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は調査職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
28. 「提出」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
29. 「提示」とは、受注者が調査職員または検査職員に対し業務に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。
30. 「連絡」とは、調査職員と受注者の間で、契約書第17条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。  
なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
31. 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。
32. 「情報共有システム」とは、調査職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。  
なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。
303. 「書面」とは、~~手書き、印刷等の伝達物をいい~~、発行年月日を記録し、記名（署名又は捺印または押印を含む）したものを有効とする。  
ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。  
~~（1）緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。~~  
~~（2）電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。~~
314. 「照査」とは、受注者が、発注条件、設計の考え方、構造細目等の確認及び計算書等の検算等の成果の確認をすることをいう。
325. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が設計業務等の完了を確認することをいう。
336. 「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
347. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
358. 「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。
369. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに

準ずるものをいう。

**3740.** 「了解」とは、契約図書に基づき、調査職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。

**3841.** 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

#### 第1103条 受発注者の責務

受注者は、契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分理解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑





保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。

※国土交通省登録技術者資格となっている分野以外

- (3) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
  - (4) 照査技術者は、設計図書に定める又は調査職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。
  - (5) 照査技術者は、成果物納入時の照査報告の際に、赤黄チェックの根拠となる資料を、発注者に提示するものとする（詳細設計に限る）。
  - (6) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において記名（署名捺印または押印を含む）のうえ管理技術者に提出するものとする。
3. 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

#### 第1109条 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）  
なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする。
2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
3. 担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。

#### 第1110条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務につ



(参考) 主要技術基準及び参考図書

R2.3 現在

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
<b>[1] 共 通</b>			
1	国土交通省制定 土木構造物標準設計	全日本建設技術協会	—
2	土木製図基準[2009年改訂版]	土木学会	H21.2
3	水理公式集 平成11年版	土木学会	H11.11
4	JIS ハンドブック	日本規格協会	最新版
5	土木工事安全施工技術指針	国土交通省	R2.3
6	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)	国土交通省	R 元.9
7	建設機械施工安全技術指針	国土交通省	H17.3
8	建設機械施工安全技術指針 指針本文とその解説	日本建設機械施工協会	H18.2
9	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル	日本建設機械施工協会	H12.3
10	土木工事共通仕様書	国土交通省	R2.3
11	地盤調査の方法と解説(2分冊)	地盤工学会	H25.3
12	地盤材料試験の方法と解説(2分冊)	地盤工学会	H21.11
13	地質・土質調査成果電子納品要領	国土交通省	H28.10
14	公共測量 作業規程の準則	国土交通省	R2.3
15	公共測量 作業規程の準則 基準点測量記載要領	日本測量協会	H29.4
16	公共測量 作業規程の準則(平成28年3月31日改正版) 解説と運用 基準点測量、応用測量編	日本測量協会	H28.3
17	公共測量 作業規程の準則(平成28年3月31日改正版) 解説と運用 地形測量及び写真測量編	日本測量協会	H28.3
18	測量成果電子納品要領	国土交通省	H30.3
19	測地成果 2000 導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル	国土地理院	H19.11
20	基本水準点の 2000 年度平均成果改定に伴う公共水準点成果改訂マニュアル(案)	国土地理院	H13.5
21	公共測量成果改定マニュアル	国土地理院	H26.5
22	電子納品運用ガイドライン【業務編】	国土交通省	HR2.3
23	電子納品運用ガイドライン【測量編】	国土交通省	HR2.3
24	電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】	国土交通省	H30.3
25	2017年制定 コンクリート標準示方書【設計編】	土木学会	H30.3
26	2014年制定 舗装標準示方書	土木学会	H27.10

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
27	2013年制定 コンクリート標準示方書【ダムコンクリート編】	土木学会	H25. 10
28	2018年制定 コンクリート標準示方書【土木学会規 準および関連規準】 + 【JIS規格集】	土木学会	H25.30. 1+ 0
29	2018年制定 コンクリート標準示方書【維持管理編】	土木学会	H30. 10
30	2017年制定 コンクリート標準示方書【施工編】	土木学会	H30. 3
31	2012年制定 コンクリート標準示方書【基本原則編】	土木学会	H25. 3
32	土木設計業務等の電子納品要領	国土交通省	H28. 3
33	CAD製図基準	国土交通省	H29. 3
34	CAD製図基準に関する運用ガイドライン	国土交通省	H29. 3
35	デジタル写真管理情報基準	国土交通省	H28. 3
36	ボーリング柱状図作成及び ボーリングコア取扱い・保 管要領（案）・同解説	一般社団法人全国地質調査 業協会 社会基盤情報標準化委員会	H27. 6
37	コンクリートライブラリー66号 プレストレストコンクリート工法設計施工指針	土木学会	H3. 4
38	2016年制定 トンネル標準示方書〔共通編〕・同解説/ 〔山岳工法編〕・同解説	土木学会	H28. 8
39	2016年制定 トンネル標準示方書〔共通編〕・同解説/ 〔シールド工法編〕・同解説	土木学会	H28. 8
40	2016年制定 トンネル標準示方書〔共通編〕・同解説/ 〔開削工法編〕・同解説	土木学会	H28. 8
41	地中送電用深部立坑、洞道の調査・設計・施工・計測指 針	日本トンネル技術協会	S57. 3
42	地中構造物の建設に伴う近接施工指針(改訂版)	日本トンネル技術協会	H11. 2
43	日本下水道協会規格（J S W A S） シールド工用標準セグメント（A-3, 4）	日本下水道協会	H13. 7
44	除雪・防雪ハンドブック（除雪編）、（防雪編）	日本建設機械施工協会	H16. 12
45	軟岩評価－調査・設計・施工への適用	土木学会	H4. 11
46	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101- 2012）	地盤工学会	H24. 5
47	グラウンドアンカー施工のための手引書	日本アンカー協会	H15. 5
48	ジェットグラウト工法技術資料	日本ジェットグラウト協 会	H23. 9
49	ジェットグラウト工法(積算資料)	日本ジェットグラウト協 会	H23. 9
50	大深度土留め設計・施工指針(案)	先端建設技術センター	H6. 10
51	土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法、ガイド ライン	建設省土木研究所	H4. 3

主要技術基準及び参考図書

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
52	薬液注入工法の設計施工指針	日本グラウト協会	平成元. 6
53	薬液注入工法設計資料	日本グラウト協会	毎年発行
54	薬液注入工法積算資料	日本グラウト協会	毎年発行
55	近接基礎設計施工要領 (案)	建設省土木研究所	S58. 6
56	煙・熱感知連動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針	日本火災報知器工業会	H19. 7
57	高圧受電設備規程	日本電気協会	H26. 5
58	防災設備に関する指針-電源と配線及び非常用の照明装置- 2004 年版	日本電設工業協会	H16. 9
59	昇降機設計・施工上の指導指針	日本建築設備・ 昇降機センター	H7. 8
60	日本建設機械要覧 2016 年版	日本建設機械施工協会	H28. 3
61	建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック (第 3 版)	日本建設機械施工協会	H13. 2
62	建設発生土利用技術マニュアル 第 4 班	土木研究センター	H25. 11
63	[新訂]建設副産物適正処理推進要綱の解説	建設副産物リサイクル 広報推進会議	H14. 11
64	災害復旧工事の設計要領	全国防災協会	毎年発行
65	製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン改訂版 (案)	国土地理院	H20. 3
66	基盤地図情報原型データベース地理空間データ製品仕様書(案) 【数値地形図編】 第 2.3 版	国土地理院	H26. 4
67	地すべり観測便覧	斜面防災対策技術協会	H24. 5
68	地すべり対策技術設計実施要領 H19 年度版	斜面防災対策技術協会	H19. 11
69	「猛禽類保護の進め方 (改訂版) -特にイヌワシ、クマタカ、オオタカ-」	環境省	H24. 12
70	環境大気常時監視マニュアル 第 6 版	環境省 水・大気環境局	H22. 3
71	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅠ. 基本評価編	環境庁	H11. 6
72	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅡ. 地域評価編 (道路に面する地域)	環境庁	H12. 4
73	面的評価支援システム操作マニュアル (本編) Ver. <del>4-0</del> . 1	環境省 水・大気環境局	<del>H29</del> 30. 3
74	改訂解説・工作物設置許可基準	国土技術研究センター	H10. 11

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
75	地理空間データ製品仕様書作成マニュアル	国土地理院	R元.11
76	製品仕様書等サンプル 基準点測量	国土地理院	R元.11
77	製品仕様書等サンプル 水準測量	国土地理院	R元.11
78	製品仕様書等サンプル 数値地形図	国土地理院	R元.11
79	製品仕様書等サンプル 撮影（標定点の設置、撮影、同時調整）	国土地理院	R元.11
80	製品仕様書等サンプル 写真地図作成	国土地理院	R元.11
81	製品仕様書等サンプル 航空レーザ測量	国土地理院	R元.11
82	製品仕様書等サンプル 応用測量	国土地理院	R元.11
83	製品仕様書等サンプル 三次元点群データ作成	国土地理院	H29.10
84	土木工事数量算出要領（案）	国土交通省	<del>H31</del> R2.31
85	土木工事数量算出要領 数量集計表様式（案）	国土交通省	<del>H31</del> R2.31
86	移動計測車両による測量システムを用いる数値地形図データ作成マニュアル（案）	国土地理院	H24.5
87	GNSS 測量による標高の測量マニュアル	国土地理院	H27.7
88	電子基準点のみを既知点とした基準点測量マニュアル	国土地理院	H27.7
89	マルチ GNSS 測量マニュアル（案） 近代化 GPS、Galileo 等の活用	国土地理院	<del>H27</del> .76
90	公共測量におけるセミ・ダイナミック補正マニュアル	国土地理院	H25.6
91	公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン	国土交通省	H20.4
92	国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）	国土交通省	H21.4
93	斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン	厚生労働省	H27.6
94	土木工事に関するプレキャストコンクリート製品の設計条件明示要領（案）	国土交通省	H28.3
95	機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン	機械式鉄筋定着工法技術検討委員会	H28.7
96	現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	機械式鉄筋継手工法技術検討委員会	H29.3
97	流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン	流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会	H29.3
98	建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）	建設工事における自然由来重金属等含有土砂への対応マニュアル検討委員会	H22.3



No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
<b>[2]河川・海岸・砂防・ダム関係</b>			
1	張出しタイプ流木捕捉工設計の手引き	砂防地すべり技術センター	R2. 3
2	建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針	建設省	S60. 9
3	ダム事業における環境影響評価の考え方	ダム水源地環境整備センター	H12. 12
4	放水路事業における環境影響評価の考え方	リバーフロント整備センター	H13. 6
5	改訂河川計画業務ガイドライン	日本河川協会	H2. 4
6	国土交通省河川砂防技術基準 調査編	国土交通省	H30. 3
7	国土交通省河川砂防技術基準 計画編	国土交通省	H16. 3
8	建設省河川砂防技術基準(案)設計編	建設省	H9. 5
9	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(河川編)	国土交通省	H27. 3
10	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(ダム編)	国土交通省	H28. 3
11	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(砂防編)	国土交通省	H28. 3
12	改訂 解説・河川管理施設等構造令	日本河川協会	H12. 1
13	増補改訂(一部修正)版 防災調節池等技術基準(案)解説と設計事例	日本河川協会	H19. 9
14	流域貯留施設等技術指針(案) ー増補改訂版ー	雨水貯留浸透技術協会	H19. 4
15	港湾の施設の技術上の基準・同解説	日本港湾協会	H30. 5
16	数字でみる港湾 2019 <del>20</del> <sup>20</sup>	日本港湾協会	R <del>元</del> <sup>2</sup> . 7
17	水門鉄管技術基準 ・第5回改訂版(水門扉編)-付解説- ・第5回改訂版(水圧鉄管・鉄鋼構造物、溶接・接合編)-付解説- ・FRP(M)水圧管編	電力土木技術協会	H19. 9 H19. 6 H22. 4
18	柔構造樋門設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10. 12
19	河川土工マニュアル	国土技術研究センター	H21. 4
20	ダム・堰施設技術基準(案)	国土交通省	H28. 3
21	ダム・堰施設技術基準(案) (基準解説編・マニュアル編)	ダム・堰施設技術協会	H28. 10
22	水門・樋門ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H13. 12
23	鋼製起状ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H11. 10
24	ゲート用開閉装置(機械式)設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H12. 8
25	ゲート用開閉装置(油圧式)設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H12. 6
26	揚排水ポンプ設備技術基準	国土交通省	H26. 3
27	揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説	河川ポンプ施設技術協会	H27. 2

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
107	河道計画検討の手引き	国土技術研究センター	H14. 2
108	海岸施設設計便覧 2000 年版	土木学会	H12. 1
109	自然共生型海岸づくりの進め方	全国海岸協会	H15. 3
110	海岸事業の費用便益分析指針【改訂版】	農林水産省農村振興局・ 農林水産省水産庁・国土 交通省河川局・国土交通 省港湾局	<del>H16R2. 64</del>
111	津波浸水想定の設定の手引き Ver. 2. 10	国土交通省水管理・国土 保全局海岸室、国土交通 省国土技術政策総合研究 所河川研究部海岸研究室	H31. 4
112	津波の河川遡上解析の手引き（案）	国土技術研究センター	H19. 5
113	津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガ イドライン（Ver3. 1）	農林水産省農村振興局・ 農林水産省水産庁・国土 交通省河川局・国土交通 省港湾局	H28. 4
114	海岸における水防警報の手引き（案）	国土交通省 河川局防災 課・海岸室	H22. 3
115	海岸漂着危険物対応ガイドライン	農林水産省農村振興局・ 農林水産省水産庁・国土 交通省河川局・国土交通 省港湾	H21. 6
116	海岸保全施設維持管理マニュアル	農林水産省農村振興局防 災課、農林水産省水産庁 防災漁村課、国土交通省 水管理・国土保全局海岸 室、国土交通省港湾局海 岸・防災課	<del>H30R2. 56</del>
117	砂防事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土 保全局砂防部	<del>H24R3. 31</del>
118	土石流対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土 保全局砂防部	<del>H24R3. 31</del>
119	地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土 保全局砂防部	<del>H24R3. 31</del>
120	急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	建設省砂防部	<del>H14R3. 81</del>
121	砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)	国土交通省水管理・国土 保全局砂防部	H31. 3
122	都道府県と気象庁が共同して土砂災害警戒情報を作成 ・発表するための手引き	国土交通省水管理・国土 保全局砂防部、気象庁予 報部	H27. 2

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
164	ダム貯水池水質改善の手引き	国土交通省水管理・国土 保全局河川環境課	H30.3
165	高潮浸水想定区域図作成の手引き <a href="#">(Ver. 2.00)</a>	農林水産省農村振興局整 備部防災課、農林水産省 水産庁漁港漁場整備部防 災漁村課、国土交通省水 管理・国土保全局河川環 境課、国土交通省水管理 ・国土保全局海岸室、国 土交通省港湾局海岸・防 災課	<a href="#">HR27.76</a>
<a href="#">166</a>	<a href="#">小規模河川の氾濫推定図作成の手引き</a>	<a href="#">国土交通省</a>	<a href="#">R2.6</a>
<a href="#">167</a>	<a href="#">ダム事業における環境影響評価配慮書作成の手引き (案)</a>	<a href="#">国土交通省水管理・国土 保全局河川環境課</a>	<a href="#">R2.6</a>
<a href="#">168</a>	<a href="#">豪雨時の土砂生産をとまう土砂動態解析に関する留 意点</a>	<a href="#">国土交通省国土技術政策 総合研究所</a>	<a href="#">H27.11</a>
<a href="#">169</a>	<a href="#">河床変動計算を用いた土砂・洪水氾濫対策に関する砂 防施設配置検討の手引き (案)</a>	<a href="#">国土交通省国土技術政策 総合研究所</a>	<a href="#">H30.11</a>
<a href="#">170</a>	<a href="#">大規模土砂生産後に生じる活発な土砂流出に関する対 策の基本的考え方 (案)</a>	<a href="#">国土交通省国土技術政策 総合研究所</a>	<a href="#">R2.6</a>

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
31	アダムウォール（補強土壁）工法設計・施工マニュアル	土木研究センター	H26. 9
32	プレキャストボックスカルバート設計・施工マニュアル（鉄筋コンクリート製・プレストレストコンクリート製）	全国ボックスカルバート協会	H30. 4
33	下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針（平成11年改訂）	強化プラスチック複合管協会	H11. 3
34	下水道用セラミックパイプ（陶管）道路埋設指針（平成11年改訂）	全国セラミックパイプ工業組合	H11. 3
35	下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針	塩化ビニル管継手協会	H11. 3
36	プレキャストボックスカルバート設計施工要領・同解説	日本PCボックスカルバート製品協会	H24. 3
37	のり枠工の設計・施工指針	全国特定法面保護協会	H25. 10
38	道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）	日本道路協会	H29. 11
39	道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）	日本道路協会	H29. 11
40	道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）	日本道路協会	H29. 11
41	道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）	日本道路協会	H29. 11
42	道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）	日本道路協会	H29. 11
43	鋼道路橋疲労設計便覧 <del>（仮称）</del>	日本道路協会	<del>HR27. 49</del>
44	鋼道路橋設計便覧	日本道路協会	R2. <del>39</del>
45	鋼道路橋施工便覧（改訂版）	日本道路協会	<del>HR27. 49</del>
46	道路橋耐風設計便覧	日本道路協会	H20. 1
47	杭基礎設計便覧 <del>（平成26年度改訂版）</del>	日本道路協会	<del>HR27. 39</del>
48	杭基礎施工便覧 <del>（平成26年度改訂版）</del>	日本道路協会	<del>HR27. 39</del>
49	鋼管矢板基礎設計施工便覧	日本道路協会	H9. 12
50	斜面上の深礎基礎設計施工便覧	日本道路協会	H24. 4
51	立体横断施設技術基準・同解説	日本道路協会	S54. 1
52	コンクリート道路橋設計便覧	日本道路協会	<del>H6R2. 29</del>
53	コンクリート道路橋施工便覧	日本道路協会	H10. 1

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
54	プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリートTげた道路橋設計・施工指針	日本道路協会	H4.10
55	道路橋支承標準設計(ゴム支承・ころがり支承編)	日本道路協会	H5.4
56	道路橋支承標準設計(すべり支承編)	日本道路協会	H5.5
574	道路橋伸縮装置便覧	日本道路協会	S45.4
585	道路橋支承便覧	日本道路協会	H30.12
596	鋼道路橋防食便覧	日本道路協会	H26.3
60	鋼道路橋塗装便覧別冊資料——塗膜劣化程度標準写真帳——	日本道路協会	H2.6
61	鋼橋の疲労	日本道路協会	H9.5
6257	道路橋補修便覧	日本道路協会	S54.2
63	鋼道路橋の細部構造に関する資料集	日本道路協会	H3.7
6458	小規模吊橋指針・同解説	日本道路協会	S59.4
65	道路橋の塩害対策指針(案)・同解説	日本道路協会	S59.2
6659	道路橋床版防水便覧	日本道路協会	H19.3
67	道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計施工資料	日本道路協会	S62.1
680	鋼構造架設設計施工指針[2012年版]	土木学会	H24.6
691	美しい橋のデザインマニュアル第1集	土木学会	H5.3
7062	美しい橋のデザインマニュアル第2集	土木学会	H5.7
7163	橋の美Ⅰ—道路橋景観便覧 橋の美Ⅱ—道路橋景観便覧 橋の美Ⅲ—橋梁デザインノート	日本道路協会	S52.7 S56.6 H4.5
7264	道路トンネル技術基準(換気編)・同解説 平成20年改訂版	日本道路協会	H20.10
7365	道路トンネル技術基準(構造編)・同解説	日本道路協会	H15.11
7466	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	日本道路協会	R元.9
675	道路トンネル維持管理便覧【本体工編】(改訂令和2年版)	日本道路協会	HR27.68
768	道路トンネル維持管理便覧【付属施設編】(改訂版)	日本道路協会	H28.11
7769	道路トンネル観察・計測指針 平成21年改訂版	日本道路協会	H21.2
780	道路トンネル安全施工技術指針	日本道路協会	H8.10
791	シールドトンネル設計・施工指針	日本道路協会	H21.2
8072	舗装の構造に関する技術基準・同解説	日本道路協会	H13.9
8173	舗装設計施工指針 平成18年版	日本道路協会	H18.2
8274	アスファルト舗装工事共通仕様書解説(改訂版)	日本道路協会	H4.12
8375	舗装設計便覧 平成18年版	日本道路協会	H18.2
8476	舗装施工便覧 平成18年版	日本道路協会	H18.2
8577	アスファルト混合所便覧(平成8年版)	日本道路協会	H8.10

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
<del>786</del>	舗装再生便覧 平成 22 年版	日本道路協会	H22. 11
<del>879</del>	砂利道の瀝青路面処理指針	日本アスファルト協会	S59. 9
<del>880</del>	フルデプス・アスファルト舗装設計施工指針(案)	日本アスファルト協会	S61. 9
<del>891</del>	製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S57. 7
<del>9082</del>	鉄鋼スラグ路盤設計施工指針	編集：鉄鋼スラグ路盤設計施工指針作成委員会 発行：土木研究センター	H27. 3
<del>9183</del>	インターロッキングブロック舗装設計施工要領	インターロッキングブロック舗装技術協会	H29. 3
<del>9284</del>	設計要領第一集 舗装保全編・舗装建設編	NEXCO	H29. 7
<del>9385</del>	構内舗装・排水設計基準及び同資料 平成 27 年版	国土交通省	H27. 3
<del>9486</del>	併用軌道構造設計指針	日本道路協会	S37. 5
<del>9587</del>	舗装性能評価法－必須および主要な性能指標の評価法編－	日本道路協会	H25. 4
<del>9688</del>	舗装性能評価法 別冊－必要に応じ定める性能指標の評価法編－	日本道路協会	H20. 3
<del>897</del>	道路維持修繕要綱(改訂版)	日本道路協会	S53. 7
<del>980</del>	舗装調査・試験法便覧(平成 31 年度版)(全 4 分冊)	日本道路協会	H31. 3
<del>991</del>	道路震災対策便覧(震前対策編)平成 18 年度改訂版	日本道路協会	H18. 9
<del>1009</del>	道路震災対策便覧(震災復旧編)平成 18 年度改訂版	日本道路協会	H19. 3
<del>2</del>			
<del>1019</del>	道路震災対策便覧(震災危機管理編)	日本道路協会	R 元. 7
<del>3</del>			
<del>1029</del>	落石対策便覧	日本道路協会	H29. 12
<del>4</del>			
<del>1039</del>	道路緑化技術基準・同解説	日本道路協会	H28. 3
<del>5</del>			
<del>104</del>	道路土工構造物技術基準	国土交通省	H27. 3
<del>1059</del>	道路土工構造物技術基準・同解説	日本道路協会	H29. 3
<del>6</del>			
<del>1069</del>	道路防雪便覧	日本道路協会	H2. 5
<del>7</del>			
<del>1079</del>	共同溝設計指針	日本道路協会	S61. 3
<del>8</del>			
<del>1089</del>	プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案)	道路保全技術センター	H6. 3
<del>9</del>			
<del>1090</del>	共同溝耐震設計要領(案)	建設省土木研究所	S59. 10
<del>1010</del>	キャブシステム技術マニュアル(案)解説	開発問題研究所	H5. 8
<del>1110</del>	防護柵の設置基準・同解説	日本道路協会	H28. 12

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
<u>2</u>			
<del>142</del> <u>0</u>	車両用防護柵標準仕様・同解説	日本道路協会	H16. 3
<u>3</u>			
<del>143</del> <u>0</u>	道路標識設置基準・同解説	日本道路協会	<del>S64</del> <u>R2. 4</u> <u>6</u>
<u>4</u>			
<u>105</u>	<u>道路標識構造便覧</u>	<u>日本道路協会</u>	<u>R2. 6</u>
<del>144</del> <u>0</u>	視線誘導標設置基準・同解説	日本道路協会	S59. 10
<u>6</u>			
<del>145</del> <u>0</u>	道路照明施設設置基準・同解説	日本道路協会	H19. 10
<u>7</u>			
<del>146</del> <u>0</u>	道路・トンネル照明器材仕様書	建設電気技術協会	H31. 3
<u>8</u>			
<del>147</del> <u>0</u>	LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン (案)	国土交通省	H27. 3
<u>9</u>			
<del>118</del> <u>0</u>	道路反射鏡設置指針	日本道路協会	S55. 12
<del>119</del> <u>1</u>	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	日本道路協会	S60. 9
<del>112</del> <u>9</u>	道路標識ハンドブック (2012年度版)	全国道路標識・標示業協会編	H25. 2
<del>121</del> <u>3</u>	路面標示ハンドブック	全国道路標識・標示業協会編	H25
<del>122</del> <u>1</u>	駐車場設計・施工指針 同解説	日本道路協会	H4. 11
<u>4</u>			
<del>123</del> <u>1</u>	料金徴収施設設置基準(案)・同解説	日本道路協会	H11. 9
<u>5</u>			
<del>124</del> <u>1</u>	(補訂版) 道路のデザイン 道路デザイン指針 (案)とその解説	日本みち研究所	H29. 11
<u>6</u>			
<del>125</del> <u>1</u>	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	日本みち研究所	H29. 11
<u>7</u>			
<del>126</del> <u>1</u>	平成 21 年度道路環境センサス調査要領	道路局地方道環境課、 国土技術政策総合研究所	H21. 6
<u>8</u>			
<del>127</del> <u>1</u>	路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針・同解説	日本道路協会	H19. 1
<u>9</u>			
<del>128</del> <u>0</u>	道路防災総点検要領 [豪雨・豪雪等]	道路保全技術センター	H8. 8
<del>129</del> <u>1</u>	道路防災総点検要領 [地震]	道路保全技術センター	H8. 8
<del>130</del> <u>2</u>	防災カルテ作成・運用要領	道路保全技術センター	H8. 12
<u>2</u>			
<del>123</del> <u>1</u>	道路防災点検の手引 [豪雨・豪雪等]	道路保全技術センター	H19. 9
<del>132</del> <u>4</u>	橋梁の維持管理の体系と橋梁管理カルテ作成要領 (案)	国土交通省道路局国道・ 防災課	H16. 3

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
<del>133</del> 5	橋梁定期点検要領	国土交通省道路局国道・ 技術課	H31. 3
126	<u>鋼製橋脚隅角部の疲労損傷臨時点検要領</u>	<u>国道課長</u>	<u>H14. 5</u>
127	<u>道路橋のアルカリ骨材反応に対する維持管理要領（案）</u>	<u>高速国道課長、国道課 長、有料道路課長</u>	<u>H15. 3</u>
128	<u>PCT 桁橋の間詰めコンクリート点検要領（案）</u>	<u>国道課長</u>	<u>H15. 1</u>
129	<u>橋梁における第三者被害予防措置要領（案）</u>	<u>国道・防災課長</u>	<u>H28. 12</u>
130	<u>コンクリート橋の塩害に関する特定点検要領（案）</u>	<u>国道・防災課長</u>	<u>H16. 3</u>
134	道路土工構造物点検要領	国土交通省道路局国道・ 技術課	H30. 6
135	舗装点検要領	国土交通省道路局国道・ 防災課	H29. 3
136	道路トンネル定期点検要領	国土交通省道路局国道・ 技術課	H31. 3
137	シェッド・大型カルバート等定期点検要領	国土交通省道路局国道・ 技術課	H31. 3
135	<u>歩道橋定期点検要領</u>	<u>国土交通省道路局国道・ 技術課</u>	<u>H31. 3</u>
136	<u>附属物（標識、照明施設等）点検要領</u>	<u>国土交通省道路局国道・ 技術課</u>	<u>H31. 3</u>
138	<u>道路土工構造物点検必携</u>	<u>日本道路協会</u>	<u>H30. 7</u>
139	舗装点検要領に基づく舗装マネジメント指針	日本道路協会	H30. 9
138	<u>舗装性能評価表 ー必須および主要な性能指標編ー</u> <u>（平成 25 年版）</u>	<u>日本道路協会</u>	<u>H25. 4</u>
139	<u>舗装性能評価表 ー必要に応じ定める性能指標の評価</u> <u>法編一</u>	<u>日本道路協会</u>	<u>H20. 3</u>
140	橋梁点検必携 平成 29 年度版	日本道路協会	H29. 4
141	橋梁における第三者被害予防措置要領（案）	国土交通省道路局国道・ 防災課	H28. 12
142	ずい道等建設工事における換気技術指針	建設業労働災害防止協会	H24. 3
143	道路管理施設等設計指針（案）・道路管理施設等設計 要領（案）	日本建設機械施工協会	H15. 7



<u>No.</u>	<u>名 称</u>	<u>編集又は発行所名</u>	<u>発行年月</u>
1443	構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン	国土交通省道路局	H25. 7
1454	凸部、狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準	国土交通省都市局・道路局	H28. 3
1465	ラウンドアバウトマニュアル	交通工学研究会	H28. 4
1476	安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン	国土交通省道路局 警察庁交通局	H28. 7



## 第2章 砂防調査・計画

### 第1節 砂防調査・計画

#### 第4201条 砂防調査・計画の種類

砂防調査・計画の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 砂防調査
- (2) 砂防計画

### 第2節 砂防調査

#### 第4202条 砂防調査の区分

砂防調査は以下の区分により行うものとする。

- (1) 土砂・洪水氾濫対策調査（水系砂防調査）
- (2) 土石流対策調査
- (3) 流木対策調査
- (4) 火山砂防調査

#### 第4203条 土砂・洪水系砂防氾濫対策調査

##### 1. 業務目的

土砂・洪水系砂防氾濫対策調査は、流域における土砂の生産およびその流出による土砂災害の対策計画立案のための調査を目的とする。

##### 2. 業務内容

###### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

###### (2) 資料収集整理

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。

###### (3) 現地概査

受注者は、実施する業務の内容の把握・実施方針の確立を目的として現地踏査を行い、現地の状況を把握し、整理するものとする。別途現地

河床材料調査は、設計図書に示す調査方法を用いて、粒度分布・平均粒径ならびに必要な応じ比重・沈降速度・空隙率を調査する。

2) 河床変動量調査

河床変動量計算、縦横断測量成果などにより、砂防施設計画のための河床変動量を把握する。

3) 流砂量調査

流砂量調査は、河床縦断勾配、河床材料調査結果などから、河道を掃流区間と土石流区間とに区分し、流送形態毎に未満砂の砂防堰堤やダム貯水池の堆砂測量結果、災害実績河床変動量あるいは流砂量算定式などから基準点における流砂量を算出する。

(11) 経済調査

受注者は、対象流域の経済調査および社会特性調査を実施するものとする。

1) 経済調査

経済調査は、発注者より貸与される資産資料および災害実績図に基づき、設計図書に示す方法により想定氾濫区域内の経済効果の評価を行う。

2) 社会特性調査

文献、他機関資料により対象流域の土地利用状況、法規制状況を調査しとりまとめる。

(12) 総合検討

受注者は、砂防調査の結果を踏まえ、技術的考察を加え総合的に評価するとともに、今後の課題、方針について記述するものとする。

(13) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(14) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 地形図
- (2) 空中写真
- (3) 既存地質図、地質資料
- (4) 国立公園、天然記念物、貴重な動・植物に関する資料
- (5) 雨量資料
- (6) 砂防設備台帳

- (7) 他機関の施設の資料
- (8) 崩壊地実測図
- (9) 河床縦横断測量成果
- (10) 資産資料
- (11) 災害実績図
- (12) 土地利用、法規制に関する資料
- (13) 航空レーザ測量成果
- (14) 業務に関連する既往調査報告書

#### 第4204条 土石流対策調査

##### 1. 業務目的

土石流対策調査は、土石流を対象とする砂防計画立案のための調査を目的とする。

##### 2. 業務内容

###### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

###### (2) 資料収集整理

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。

###### (3) 現地調査

受注者は、流域特性、既存施設、移動可能土砂量、最大粒径について現地調査を行うものとする。

###### (4) 流域特性調査

受注者は、文献・資料、空中写真判読、航空レーザ測量成果、現地調査結果に基づき、調査対象流域の地形、地質、荒廃状況、既往災害、保全対象の状況について調査しとりまとめるものとする。

###### (5) 既存施設調査

受注者は、既存施設調査について、第4203条土砂・洪水系砂防氾濫対策調査第2項(8)に準じるものとする。

###### (6) 移動可能土砂量調査

受注者は、空中写真判読および現地調査結果に基づき、崩壊による土砂、溪床堆積物のうち二次移動の可能性のある土砂の量・位置・堆積状況について調査するものとする。

- (7) 土石流によって運搬できる土砂量の調査  
受注者は、雨量、流動中の土石流の容積濃度を考慮して、計画規模の土石流によって運搬できる土砂量の調査を行うものとする。
- (8) 総合検討  
受注者は、総合検討について、第4203条 土砂・洪水系砂防氾濫対策調査第2項(12)に準じるものとする。
- (9) 照査  
受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
- (10) 報告書作成  
受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 地形図
- (2) 空中写真
- (3) 地形・地質、荒廃状況、既往災害、保全対象に関する文献・資料
- (4) 砂防設備台帳、他機関施設に関する資料
- (5) 雨量資料
- (6) 土石流危険溪流カルテ
- (7) 航空レーザ測量成果
- (8) 業務に関連する既往調査報告書

## 第4205条 流木対策調査

### 1. 業務目的

流木対策調査は、流木の流出による災害対策計画立案のための調査を目的とする。

### 2. 業務内容

#### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

#### (2) 資料収集整理

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。

(3) 現地調査

受注者は、流域現況、既存施設、流木の発生原因、流木の発生場所・量・長さ・直径について現地調査を行うものとする。

(4) 流域現況調査

受注者は、対象流域の現況について下記の調査を行うものとする。

1) 地形調査

文献・資料、空中写真判読、航空レーザ測量成果、現地調査結果に基づき、調査対象流域の地形について調査し、とりまとめる。

2) 地質調査

文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の地質について調査し、とりまとめる。

3) 林相調査

文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の林相について調査し、とりまとめる。調査はサンプリングによる調査を標準とする。

4) 荒廃状況調査

文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の荒廃状況について調査し、とりまとめる。

5) 既往災害調査

文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の既往災害について調査し、とりまとめる。

6) 保全対象の状況調査

文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の保全対象の状況について調査し、とりまとめる。

(5) 既存施設調査

受注者は、既存施設調査について、第4203条土砂・洪水系砂防氾濫対策調査第2項(8)に準じるものとする。

(6) 流木の発生原因の調査

受注者は、流域現況調査結果を総合的に判断し、流木の発生原因を調査するものとする。

(7) 流木の発生場所・量・長さ・直径の調査

受注者は、現地調査、空中写真判読および過去の災害資料をもとに流木の発生原因を考慮して、対象流域における流木の発生場所、量、長さ、直径の調査を行うものとする。

(8) 総合検討

受注者は、総合検討について、第4203条土砂・洪水系砂防氾濫対策調査第2項(12)に準じるものとする。

(5) 土砂移動実績図の作成

受注者は、空中写真判読、現地調査により、噴火対応および降雨対応のそれぞれについて過去の主要な土砂移動の範囲と規模を示す土砂移動実績図を作成するものとする。

(6) 総合検討

受注者は、総合検討について、第4203条 土砂・洪水系砂防氾濫対策 調査第2項(12)に準じるものとする。

(7) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 地形図
- (2) 空中写真
- (3) 火山活動履歴に関する文献・資料
- (4) 雨量資料
- (5) 航空レーザ測量成果
- (6) 業務に関連する既往調査報告書

## 第3節 砂防計画

### 第4207条 砂防計画の区分

砂防計画は以下の区分により行うものとする。

- (1) 土砂・洪水系砂防氾濫対策 計画
- (2) 土石流対策計画
- (3) 流木対策計画
- (4) 火山砂防計画

### 第4208条 土砂・洪水系砂防氾濫対策 計画

#### 1. 業務目的

土砂・洪水系砂防氾濫対策 計画は、土砂・洪水系砂防氾濫対策 調査の結果に基づいて、流域における土砂の生産および流出による土砂災害を防止するための対策計画の検討を目的とする。

#### 2. 業務内容



(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 現地調査

受注者は、実施する業務の内容の把握・実施方針の確立を目的とし、砂防施設配置計画に必要となる事項について調査を行うものとする。

(3) 計画土砂量等検討

受注者は、土砂・洪水系砂防氾濫対策調査結果に基づいて基本方針の策定および計画生産土砂量、計画流出土砂量、計画許容流出土砂量の検討を行うものとする。

1) 基本方針策定

計画の規模・流域分割・計画基準点の設定について実施する。

2) 計画生産土砂量

土砂・洪水系砂防氾濫対策調査の結果に基づき計画生産土砂量を検討する。

3) 計画流出土砂量

土砂・洪水系砂防氾濫対策調査の結果に基づき計画規模洪水時の計画基準点における流出土砂量を検討する。

~~4) 計画許容流出土砂量~~

~~計画基準点における流水の掃流力、流出土砂の粒径等を考慮して、河道の現況から許容流出土砂量を検討する。~~

(4) 砂防施設配置計画

受注者は、砂防施設配置計画について基本事項および施設配置計画の検討を行うものとする。

1) 基本事項検討

土砂処理計画として、土砂生産抑制計画及び土砂流総制御計画について検討する。

2) 施設配置計画

既存砂防施設による土砂整備率施設効果および基本事項の検討結果に基づき、計画する砂防施設の位置、工種、規模を検討する。

3) 対策優先度の検討

基本事項、施設配置計画の検討結果に基づき、計画した砂防施設の対策優先度を検討する。

(5) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

認を行い、その内容が適切であるか確認する。

2) 配置計画諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。

3) 基本事項、施設配置計画に基づき、対策優先度の検討結果についての妥当性の確認をする。

4) 全ての成果物についての正確性、適切性、整合性の確認をする。

(6) 総合検討

受注者は、土砂・洪水系砂防氾濫対策調査および土砂・洪水系砂防氾濫対策計画等の結果を踏まえ、総合的に検討を行うものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 土砂・洪水系砂防氾濫対策調査の成果物
- (2) 地形図
- (3) 空中写真
- (4) 既往砂防施設についての資料（施設台帳、位置図等）
- (5) 航空レーザ測量成果
- (6) 業務に関連する既往調査報告書

## 第4209条 土石流対策計画

### 1. 業務目的

土石流対策計画は、土石流対策調査の結果に基づいて、土石流に対する砂防計画の検討を目的とする。

### 2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 現地調査

受注者は、実施する業務の内容の把握・実施方針の確立を目的とし、土石流対策計画に必要となる事項について調査を行うものとする。

(3) 計画諸元の設定

受注者は、流域の特性を考慮し、土石流対策の計画基準点および降雨量の年超過確率等から計画規模を設定するものとする。

(4) 計画流出土砂量の設定

## 第4210条 流木対策計画

### 1. 業務目的

流木対策計画は、流木対策調査の結果に基づいて、流木の流出による災害対策の検討を目的とする。

### 2. 業務内容

#### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

#### (2) 現地調査

受注者は、実施する業務の内容の把握・実施方針の確立を目的とし、流木対策計画に必要となる事項について調査を行うものとする。

#### (3) 計画流木量の設定

受注者は、計画基準点に流出する流木の量、長さ、直径を検討するものとする。

#### (4) 流木による被害の推定

受注者は、計画規模の流木が流出した場合の保全対象の受ける被害を推定するものとする。

#### (5) 流木対策施設配置計画

受注者は、流木対策施設配置計画について以下の検討を行うものとする。

##### 1) 基本事項検討

計画流木量を合理的かつ効果的に処理するための対策施設について基本的事項を検討する。

##### 2) 施設配置計画

既存砂防施設による基本事項の検討結果に基づき、計画対策施設の位置、工種、規模を検討する。

##### 3) 対策優先度の検討

基本事項、施設配置計画の検討結果に基づき、流木の生産抑制・捕捉などの対策施設の対策優先度を検討する。

#### (6) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

なお、照査事項は第4208条 [土砂・洪水系砂防氾濫対策](#) 計画第2項

(5) に準ずるものとする。

#### (7) 総合検討

受注者は、流木対策調査および流木対策計画等の結果を踏まえ、総合

象とし、現象ごとに土砂量算定点を設けてそれぞれの計画対象量を設定する。

2) 降雨対応計画対象量設定

降雨対応については、火山泥流・土石流等の現象のうち対象火山の土砂移動特性から想定される現象を計画対象現象とし、基準点を設けて計画対象量を設定する。

(5) 火山災害予想区域図の作成

受注者は、前項で設定した各現象の影響の範囲と影響の程度を示す火山災害予想区域図を作成するものとする。

(6) 保全対象の設定

受注者は、火山災害予想区域図で想定される土砂移動の影響範囲において、保全対象を現象ごとに把握するものとする。

(7) 火山対策砂防施設配置計画

受注者は、火山対策砂防施設配置計画について以下の検討を行うものとする。

1) 噴火対応基本対策検討

噴火対応については、計画対象現象と計画対象量の検討結果に基づき、火山砂防計画の基本対策を検討する。

2) 降雨対応対策検討

降雨対応については、既存砂防施設による土砂整備率を算定すると共に、計画対象土砂量を合理的かつ効果的に処理するための土石流などの抑止・抑制・捕捉・導流などの対策について検討する。

(8) 警戒避難体制整備計画

受注者は、計画対象現象から人命を守るための、警戒避難体制整備計画の基本対策を検討するものとする。

(9) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

なお、照査事項は第4208条土砂・洪水系砂防氾濫対策計画第2項

(5)に準ずるものとする。

(10) 総合検討

受注者は、火山砂防調査および火山対策砂防施設計画等の結果を踏まえ、総合的に検討を行うものとする。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

(1) 土砂・洪水系砂防氾濫対策調査

表 4.2.1 成果物一覧

設計項目	成果物	縮尺	摘要
現地概査	現地写真ルートマップ 結果とりまとめ		
流域特性調査	流域区分図	1:100,000 ～1:150,000	
	谷次数区分図	1:100,000 ～1:150,000	
	既往災害土砂災害状況図	1:25,000～1:50,000	
	保全対象位置図	1:25,000～1:150,000	
降雨流出解析	年最大時間雨量・日雨量		
	異常出水時の毎時雨量表		
	雨量の確率計算書		
	計画ハイドログラフ		
地形・地質調査	地形概況図	1:25,000～1:50,000	
	地質概況図	1:25,000～1:50,000	
自然環境調査	国立公園、天然記念物、貴重動植物の分布図	1:25,000～1:50,000	
既存施設調査	施設現況図	1:5,000～1:25,000	
生産土砂量調査	崩壊地分布図	1:5,000～1:25,000	
	溪流調査図		
流送土砂量調査	河床材料調査箇所位置図	1:25,000～1:50,000	
	粒度分布図		
	土砂流送形態分布図	1:5,000～1:25,000	
経済調査	土地利用・法規制状況図	1:25,000～1:50,000	
報告書作成	報告書		

(5) 土砂・洪水系砂防氾濫対策計画

表 4.2.5 成果物一覧

設計項目	成果物	縮尺	摘要
現地調査	現地写真		
計画土砂量等検討	流域区分・基準点位置図	1:5,000~1:25,000	
砂防施設配置計画	砂防施設配置計画図	1:5,000~1:25,000	
報告書作成	報告書		

(6) 土石流対策計画

表 4.2.6 成果物一覧

設計項目	成果物	縮尺	摘要
現地調査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
土石流対策施設配置計画	土石流対策施設配置計画図	1:5,000~1:25,000	
報告書作成	報告書		

(7) 流木対策計画

表 4.2.7 成果物一覧

設計項目	成果物	縮尺	摘要
現地調査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
流木対策施設配置計画	流木対策施設配置計画図	1:5,000~1:25,000	
報告書作成	報告書		

(8) 火山砂防計画

表 4.2.8 成果物一覧

設計項目	成果物	縮尺	摘要
現地調査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
火山対策施設配置計画	火山対策施設配置計画図	1:5,000~1:25,000	
	火山災害予想区域図	1:5,000~1:25,000	
報告書作成	報告書		

2) 溪流保全工詳細設計の成果物

表 4.3.4 成果物一覧

設計項目	成果物	縮尺	摘要
報告書現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項決定	(1) 設計諸元 (2) 計画断面 (3) 床固工、帯工の基本構造 (4) 地形地質条件・環境条件		
施設設計検討	(1) 設計計算 (2) 設計図作成 (3) 護岸工付帯構造物設計 (4) 景観設計		
施工計画及び仮設構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計		
数量計算書	数量計算書		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項		
報告書作成	報告書		
詳細設計図	(1) 位置図	1:2,500~1:50,000	
	(2) 平面図	1:500~1:1,000	
	(3) 縦断面図	H=1:200~1:1000 V=1:100~1:200	
	(4) 横断面図	1:100~1:200	
	(5) 構造図	1:50~1:100	

(3) 土石流対策及び流木対策の設計

1) 土石流対策工予備設計の成果物

表 4.3.5 成果物一覧

設計項目	成果物	縮尺	摘要
報告書現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項検討	(1) 地形・地質条件 (2) 設計条件 (3) 工種・工法の検討 (4) 構造物の位置の検討 (5) 環境検討		
配置設計	(1) 構造・材料・高さの検討 (2) 配置案の検討		
施設設計検討	(1) 設計計算 (2) 基本図作成 (3) 数量算出 (4) 景観検討		
概算工事費	概算工事費		
最適案の選定	比較案評価、最適案選定		
施工計画検討	(1) 施工計画の検討 (2) 転流工の概略検討		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査項目		
報告書作成	報告書		
予備設計図面	(1) 全体平面図	1:500~1:1,000	
	(2) 全体縦断図	H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200	
	(3) 標準構造図	1:50~1:200	



2) 土石流対策工詳細設計の成果物

表 4.3.6 成果物一覧

設計項目	成果物	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項決定	(1) 地質条件 (2) 設計条件 (3) 環境条件		
施設設計検討	(1) 附属構造物の検討設計計算 (2) 設計図作成 (3) 附属施設の設計 (4) 景観設計		
施工計画概要書	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計		
数量計算	数量計算書		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項		
報告書作成	報告書		
詳細設計図面	(1) 位置図	1:2,500~1:50,000	
	(2) 平面図	1:500~1/1,000	
	(3) 縦断図	H=1:200~1:1000 V=1:100~1:200	
	(4) 横断図	1:100~1:200	
	(5) 構造図	1:50~1:100	
	(6) 施工計画図	1:100~1:1,000	

(5) 山腹工の設計

1) 山腹工予備設計の成果物

表 4.3.11 成果物一覧

設計項目	成果物	縮尺	摘要
報告書現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項検討	(1) 設計条件の検討 (2) 工種、工法の検討 (3) 構造物の位置 (4) 地形地質条件 (5) 環境条件		
配置設計	配置案作成		
施設設計検討	(1) 斜面安定計算、設計計算 (2) 基本図面 (3) 景観検討		
概算工事費	概算工事費		
最適案の選定	比較案の評価、最適案選定		
施工計画検討	施工計画		
照査	照査報告書費		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査項目		
予備設計図面	(1) 全体位置図 (2) 計画一般図 ・平面、縦断、横断 ・主要構造図 ・施工計画図	1:2,500~1:50,000 1:200~1:500	

2) 山腹工詳細設計の成果物

表 4.3.12 成果物一覧

設計項目	成果物	縮尺	摘要
報告書現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項決定	(1) 設計条件の検討 (2) 配置設計・構造諸元 (3) 地形地質条件 (4) 環境条件		
施設設計	(1) 設計計算 (2) 設計図作成 (3) 景観設計		
施工計画及び仮設構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計		
数量計算	数量計算書		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項		
報告書作成	報告書		
詳細設計図	(1) 位置図	1:2,500~1:50,000	
	(2) 平面図	1:500~1:1,000	
	(3) 縦断図	1:100~1:500	
	(4) 横断図	1:10~1:500	
	(5) 構造図	1:50~1:100	
	(6) 付属物詳細図	1:20~1:200	
	(7) 仮設工詳細図	1:50~1:200	